

中小企業政策審議会中小企業経営支援分科会

第3回共済小委員会

議事録

中小企業庁
事業環境部企画課経営安定対策室
経営支援部小規模企業振興課

中小企業政策審議会中小企業経営支援分科会
第3回共済小委員会
議事次第

日 時：平成27年2月9日（月）15:00～16:48

場 所：経済産業省 別館11階 1111会議室

議事

- (1) 小規模企業対策の動向
- (2) 小規模企業共済制度の見直しについて
- (3) 今後のスケジュールについて

○大槻経営安定対策室長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから「中小企業政策審議会 中小企業経営支援分科会・第3回共済小委員会」を開催させていただきたいと思っております。

委員の皆様におかれましては、お忙しいところ御参集いただきましてまことにありがとうございます。

本日の共済小委員会の事務局を担当しております中小企業庁事業環境部経営安定対策室長の大槻と申します。よろしくお願ひします。ちょっと座って進行させていただきます。

まず、臨時委員の追加につきまして1つ御報告をさせていただきたいと思ひます。本日の委員会から、国立大学法人横浜国立大学の浅野幸弘名誉教授に臨時委員に御就任いただいております。本日は、遅れて御出席されるという予定になっております。

よって、中小企業政策審議会の委員及び臨時委員につきましては、中小企業基本法第30条第2項、中小企業政策審議会令第2条第1項の規定に基づきまして、本小委員会の委員は3名、臨時委員15名、計18名の方に御就任いただいております。

本日、委員及び臨時委員18名のうち、菊池委員と藤沢委員の2名が御欠席という御連絡をいただいております。そのほか16名の委員の全ての方に御出席をいただくということでいただいておりますので、過半数の出席を満たしております。

したがいまして、本日の共済小委員会は、中小企業政策審議会令第8条第1項の規定に基づきまして、成立しております。

なお、浅野委員以外、堤委員、山本委員がおくれて御出席ということですので、御報告させていただきます。

また、本日、オブザーバーとしまして、小規模企業共済制度と中小企業倒産防止共済制度の運営を行っております独立行政法人中小企業基盤整備機構より、総務担当の増山壽一理事、共済担当の羽田譲理事、柴山克彦業務統括役、宮澤秀次共済事業推進部長に御出席をいただいております。

そのほかの委員の皆様のお紹介ですけれども、大変恐縮でございますけれども、審議会の時間に限りがございますので、お手元に配付しております座席表と委員名簿で御紹介にかえさせていただければと思ひます。

それでは、本日の委員会を開催するに当たりまして、経営支援部長の丸山進から一言御挨拶をさせていただきます。

○丸山経営支援部長 経営支援部長の丸山でございます。

本日は、お忙しい中をお集まりいただきまして大変ありがとうございます。

この小委員会につきましては、3月、4月のころにキックオフをして、また改めてこの制度見直しについての御議論をさせていただくということでお願いしていたわけでありましてけれども、今日、それから次回ということで、改めて具体的な御検討をお願いできればと思ひているところでございます。

しばらく間があいておりましたけれども、この間、この小規模企業についての施策とい

うものもいろいろ進展を見せているところもございまして、昨年6月になりますけれども、小規模企業振興基本法という法律を国会で通していただいております。これは、小規模企業にまさに光を当てて、今の地方創生という流れとかなり裏と表ということにもなるかと思っておりますけれども、小規模企業についての振興をしっかりと図っていかうということについての考え方を改めてしっかりと立てたものでございます。

今、通常国会が既に始まっておりますけれども、この関連の補正予算は既に承認されて、これから執行に入っていくという段階にございます。それから、この後、来年度、平成27年度の当初予算ということで審議も行われますけれども、そうした中にもこの小規模企業の関連ということをいろいろ盛り込んで、しっかりと充実させていくということで今、進めさせていただいているところでございます。

それから、ここでまさに御審議いただきます小規模企業の共済制度は、小規模企業が安心して事業を行っていくためのまさにセーフティネットになっているという位置づけのものであろうかと思っております。小規模企業の経営者は、非常に高齢化も進んでいるというようなこともまさにデータとして出てございまして、どういうふうに事業承継を進めていくか、あるいは、これはどうしてももう廃業せざるを得ないということになったときに、その円滑化をどう図っていくかという非常に重要な、多くの方に共通する課題であらうと思っております。そういうことにこの共済制度も資していけるような形での制度の充実ですとか、あるいは改善ということをぜひ御議論いただいて、この小委員会の中で具体策をお取りまとめいただければと思っております。

その後、この共済制度は、まさに法律で基礎ができていますものですから、形がまとまってくれば、まさにこの通常国会にその法案を改めて改正としてお願いしていくことも視野に我々も検討をさせていただきたいと思っております。今日以降、お時間をいただいて御議論いただきますので、引き続きよろしく願いいたします。

ありがとうございます。

○大槻経営安定対策室長 それでは、共済小委員会を開会するに当たりまして、審議会の運営についてちょっと御説明申し上げます。

本小委員会の議事内容は資料とともに公開となりますので、あらかじめ御了解いただければと思います。

続きまして、配付資料の確認をさせていただきたいと思っております。お手元に配付しております資料を御確認いただければと思います。

まず、議事次第、あと委員名簿と座席表をお配りしてございまして、あと、配付資料といたしまして資料ナンバーが入ったものがあります。

資料1「小規模企業対策の動向」、資料2「小規模企業共済制度の見直しについて」、資料3「今後のスケジュールについて」という形で配付させていただいて、あと、参考資料としては、第1回の共済小委員会の際に使用させていただきました資料でございますけれども、「小規模企業共済制度の現状と課題」を参考として配付させていただいており

ます。

以上が配付資料となりますが、資料に不足等ございましたら、事務局までお申し出いただければと思います。

なお、本日の委員会の進行に関しまして一言お願いでございますけれども、御発言を御希望される方におかれましては、ネームプレートを立てていただいておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、ここからの議事進行につきましては、足立委員長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○足立委員長 共済小委員会の委員長の足立でございます。本小委員会の円滑な運営に努めてまいりますので、委員各位の御協力をどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、これより議事に入らせていただきたいと思います。

まず、事務局より、資料1に基づいて、最近の小規模企業対策の動向について説明をいただきたいと思います。続いて、資料2に基づいて、本日の議題でもある小規模企業共済制度の見直しについて説明していただきます。また、それを受けて、本共済制度を運営している立場から、中小企業基盤整備機構に補足のコメントをいただきます。その後、議題について委員の皆様から御意見、御質問等をいただきたいと思います。

○桜町小規模企業振興課長 それでは、事務局から資料1と資料2に基づきまして御説明させていただきます。

私は、小規模企業振興課長の桜町でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、お手元の資料1をあけていただければと思います。2ページ目でございますけれども、これが、この間の、前回の通常国会で成立いたしました小規模企業振興基本法の概要でございます。

ポイントは3つございまして、オレンジのラインであるとおりでございますけれども、①、②、③ということでございまして、1つ目の点は、「成長発展」という、企業が規模を拡大していく概念でございますけれども、こういう中小企業基本法の基本理念でありました成長発展させていこうということのみならず、およそ9割方の小規模企業は、必ずしも規模拡大するわけではございませんので、そういった9割の方を念頭に置きながら、「事業の持続的発展」というものを基本原則として位置づけたということが1つの大きなポイントでございます。

それから、2番目に、5年間の基本計画を策定いたしまして、これは国として小規模企業振興に係る施策を5年間このように展開していくということを宣言するものでございますけれども、そういったものをつくると、かつ、PDCAサイクルを回してそれをチェックしていこうということでございます。

3つ目が、小規模企業振興の基本的な施策の柱を4本柱として定めさせていただいたものでございます。1本目が、顧客との関係で、信頼関係を活かしながら多様な需要を掘り起こそうと。2本目といたしまして、事業者御自身も、この能力を生かしていこうと。そ

れから、地域の活性化も図っていったって、総力を挙げた支援体制を構築していこう。この4本柱で基本的な施策の柱を定めさせていただいたものでございます。

3ページ目でございますけれども、この基本法が6月20日に成立いたしましたして、27日には公布、施行させていただいてございます。そして、その後、今の3つのポイントを申し上げましたけれども、その2番目の小規模企業振興基本計画の策定作業をいたしました。中政審の中でも、小規模企業基本政策小委員会、別の小委員会で御議論もいただきながら、また、パブリックコメントなども実施しながら、各地の小規模企業の方あるいは支援者の方の御意見もいただいて、10月3日に基本計画を定めさせていただいて、閣議決定、国会に御報告もし、公表いたしているところでございます。

その概要が4ページ目から6ページ目のところにありますとおりでございますが、4ページ目の真ん中のところがございますように、4つの目標と。先ほどの基本法の基本的施策の4本柱がございましたけれども、あの4本柱を5年間一生懸命やって、この4つの目標に到達しようということに定めさせていただいております。

それから、それを実現するために、10の重点施策ということで、このそれぞれの目標ごとに、もう少し具体化した施策の方向性を、5年間の方向性を書かせていただいております。

5ページ目の上のほうをごらんいただきますと、新陳代謝の促進、個の活性化、人材の活用という課題の中で、(5)のところがございますように、きょう御議論いただくテーマでございます事業承継、それから円滑な事業の廃止、こういったものもその10の重点施策の一つとしてしっかり明確に位置づけられてございまして、中でも小規模企業共済制度の整備・活用といったようなものが明記されているという状況でございます。

6ページ目でございますP D C Aサイクルは、この基本計画を単なる作文に終わらせないために、しっかりチェックをしながら毎年の施策に反映させていこうということに構築されていく仕組みでございまして、これから、まさに具体的に構築をしていこうという段階でございます。

それから、7ページをごらんいただきますと、今の基本法と同時に、小規模事業者支援法の改正というものをさせていただきました。これは、基本法の4本柱の中で、最後の総力を挙げた支援体制を構築するところを、商工会と商工会議所という小規模企業の方にとって一番身近な存在である支援機関が、中核的な役割を果たしていただきながらやっていこうということにございまして、伴走型支援ということを上のほうに書かせていただいております。伴走型で、寄り添った形で支援をしていただく。それから、もう一つは、小規模企業の方の経営の課題をお聞きしますが、ほとんどの方が売り上げが立たなくて困っているという声でございますので、この7ページの真ん中がございますような記帳指導とか税務指導といった従来からやっている支援活動も引き続きやっていただきたいのですけれども、これに加えて、右下にございますような売り上げを立てるための支援に重点を移していただこうと。そういうことをやろうとする商工会議所を経済産業大臣

が認定させていただいて、御支援申し上げようということを仕組みとして構築するという
ことでございます。

この認定につきましては、8ページにございますように、認定のプロセスが既に始まっ
てございます。第1回目の認定が、今、3月下旬を目標に審査のプロセスに入っていると
ころでございます。来年度以降もそういったことを引き続いてやっていこうということ
で考えてございます。

先ほどの基本計画は5年間の施策の展開でございましたけれども、では、単年度はどう
なっているのかというのが10ページ目以降にございます。今回、平成26年度の補正予算が
またあったわけでございまして、その補正予算と平成27年度の当初予算を合わせますと、
小規模事業者対策、小規模企業の振興のために486億円を計上させていただいてござい
ます。これは前年度比、それぞれの補正と当初と、それぞれ前年度と合計して比較したも
のでございますけれども、約2倍になってございます。持続化補助金という、比較的小規模
な50万円という小さい規模の補助金が結構各地で御好評いただいておりますけれども、こ
れが前年度比66億円、これは補正でございましたけれども、今回の補正で100億円積み増
しをして166億円ということで、これも2.5倍になっているということでございます。

こういう規模もさることながら、11ページ目にございますように、先ほどの基本計画の
4つの目標、下のほうにございますけれども、これをそれぞれ達成するために、意味のあ
る、中身のある予算にしているつもりでございます。こんなようなものを具体的に展開し
ながら、小規模企業の支援を図ってまいろうということをやっている状況でございます。

続きまして、共済制度の見直しについて、資料2をごらんいただきながら、では、共済
についてどうしていくのかというところを御説明申し上げたいと思います。

まず、3ページをごらんいただきたいと思いますが、これは、小規模事業者数の変遷で
ございます。1999年と、右側の棒グラフでございますけれども、2012年を比べますと、黄
色い矢印が右肩下がりで描いてございますように、小規模企業、それから小規模以外の中
規模企業、両方とも非常に減っております。この13年間で約100万社、20%減っている
という状況でございます。このグラフをよくごらんいただきますと、赤いところの中規模は
実はそんなに減っておりませんで、ほとんどが青いところの小規模事業者が減っている
という状況になってございます。

左側をごらんいただきますと、三大都市圏とそれ以外ということで分けさせていただい
ておりますけれども、小規模事業者の方が、三大都市圏以外のところに比較的多く所在し
ておられるということでございます。御承知のような人口減という現象が地方のほうから
早目に始まってございます。そういう中で、小規模事業者は、比較的商圏が狭い方が多い
ものですから、特に田舎で人口が減って、お客さんが減っていくという中で、事業がうま
くいかなくなって数が減ってきているということではないかと思っております。

それと関連いたしまして、4ページ目のところでございますけれども、経営者が高齢化
いたしております。左のグラフでございますけれども、1990年、2000年、2010年と、この

ように比較してまいりますと、小規模事業者は赤いほうでございますけれども、68.1歳、69.8歳、これは平均引退年齢でございますけれども、2010年にはついに70歳を超えてきているということでございます。

そして、右のほうをごらんいただきますと、倒産件数は、最近のアベノミクスの効果もあるのだと思いますが、確かに減少傾向にあるということでございますけれども、休廃業、解散する会社の数がずっとふえ続けているということございまして、こういう高齢化していく中で、本意かどうかは別にいたしまして、会社を畳んでいく方がふえてきているということが見てとれるのではないかと考えております。

5ページでございますか、そういう中で事業承継を、御自身が引退年齢、もう70歳を超えてきているわけでございますので、事業を承継したいかどうかというあたりを、これはアンケートで聞かせていただいております。小規模事業者、左のほうの棒グラフをごらんいただきますと、42.7%が何らかの形で誰かに引き継ぎたいということをおっしゃっている方がいらっしゃるのですけれども、他方でこの黄色いところに注目していただきたいと思いますが、廃業もやむを得ない、このようにお答えされている方でございます。これが、中規模企業は5.4%にすぎないのでございますけれども、小規模事業者になりますと21.7%とかなり多くの方が、やむを得ず廃業ということを考えておられるということでございます。

この黄色いところを選ばれた方の中で、実は約3割が事業承継をやはりしようと思って検討した経緯があるということございまして、それがうまくいなくて廃業やむを得ないという結論に現時点で立ち至っておられるということでございますけれども、何で事業承継が円滑にできなかったのかという理由が、右側の円グラフでございます。一番大きいのは、将来の業績低迷が予測されて、なかなか承継するのもどうかということでございます。それが一番多くて56%。それから、次に多いのが、後継者を探したけれども、適当な人が見つからなかったということございまして、この1番目と2番目の理由は重なっている可能性ももちろんありますけれども、ビジネスが業績低迷ということで継ぐ人がいないということもございまして、また、仮に継ぐ人がいたとしても、ちょっと申しわけないということで継がないと御判断されている方もいらっしゃるのではないかと考えております。このような理由で事業承継がなかなかうまくいっていないという現状が見てとれるわけでございます。

続きまして6ページでございますけれども、廃業への支援についてでございますけれども、実際やむを得ず廃業するとしたとして、御心配になる点がありますかということをお聞きしたのが左のところでございますけれども、やはり一番心配しておられるのは、廃業後の生活費の確保というところでございます。これが5割を超えているということでございます。それから、廃業時にかかるコストをどうしようか、どう工面しようか、こんなようなあたりを御心配されている方が多いということございまして、右のほうに大垣共立銀行で取り組んでおられるカーテンコール融資というものを御紹介させていただいてお

りますけれども、廃業していかれる方向けに、その廃業のための必要な資金を御融資するということでございまして、もちろん廃業する方全てではなくて、右のほうに幾つか条件が書いてございますけれども、条件をクリアした方について融資をしていこうということで、円滑な廃業の促進ということを地域の金融機関としてやっておられるところも出てきているということでございます。

廃業につきましては、もちろんこれから引き続き事業をやっていこうと思っておられる方に無理やり廃業を促すわけでは当然ございまして、ただ、他方で、追い込まれて事業を畳むということになると、結構借金もかさんで、その後も結構大変な思いをされるようでございますので、事業がある程度余裕があるうちに従業員の方にも退職金をお支払いして、きちんと清算した上で、老後は肩の荷をおろしてやっていただくということで、この大垣共立銀行もやっておられるのではないかと考えております。

このような中で、7ページ、8ページにございますように、こういう事業承継とか、あるいは新陳代謝の分野で政策的に取り組んできたものでございます。

まず、基本法のレベルで申し上げますと、小規模企業振興基本法ができる前の年に中小企業基本法の改正をいたしております。そのときに、改正前は「中小企業者の事業の再建又は廃止の円滑化を図る」、このような書きぶりをしてございました。この中に事業承継という概念が抜けていたわけでございますけれども、事業承継の重要性ということに鑑みまして、ここのところを改正して、「再建、承継又は廃止の円滑化」ということで、事業承継の重要性をきちんと位置づけたということをさせていただいております。

そして、小規模企業振興基本法が平成26年、昨年成立したわけでございますけれども、その中で、「小規模企業者の事業の承継又は廃止の円滑化を図るため、……小規模企業に関して実施する共済制度の整備その他必要な施策を講ずる」、このようなことが定められておまして、この小規模企業共済制度も、こういう形で小規模企業基本法の中にしっかり位置づけられているということでございます。

そして、それを踏まえながら、8ページのところでございますけれども、昨年策定いたしました成長戦略「日本再興戦略」でございますけれども、その中に、この赤字のところに書いてございますように、「廃業時のセーフティネット、事業承継支援機能を拡充するため、……小規模企業共済制度を見直す」、このようなことがうたわれたということでございます。

大きな流れとしては、そういうことでございます。

そして、9ページから11ページ目が、これまで関連する施策として取り組んできたものでございまして、1つは事業承継の円滑化のための施策でございまして、平成20年に経営承継円滑化法が成立いたしております。その事業承継という大きな課題、大事な課題を踏まえて一つの法律として策定させていただいたものでございまして、それとともに、事業承継税制というものにも取り組ませていただいております。左の下のところでございますように、相続税、贈与税、経営者が、これは親族である後継者に対しまして株式を相続、

遺贈あるいは生前贈与する場合に、納税の猶予を図ろう、こういったことを事業承継税制の中で定めさせていただいているものでございます。これを平成26年度の税制改正におきまして、さらに拡充、緩和をしていこうということでございまして、親族に限らず、親族外の承継も対象化していく、あるいは納税猶予のために毎年毎年、雇用の8割以上を5年間維持していくことが要件だったわけでございますけれども、これを緩和いたしまして、「5年間平均」で8割以上を確保する、このように使いやすい形で拡充させてきていただいているということでございます。

それから、それとあわせて、右のほうでございますけれども、事業引き継ぎの支援のための相談窓口を全国47都道府県に設置いたすとともに、M&A、マッチングに向けた具体的な御支援を申し上げるということで、事業引き継ぎ支援センターというものを現在、全国で16カ所に設置いたしている状況でございます。

それから、もう一つは、経営者保証に関するガイドラインをおととしの年末に策定いたしまして、昨年から適用を開始させていただいているものでございます。これは11ページ目のほうがわかりやすいと思いますので、11ページをごらんいただきたいと思います。経営者が融資を受けるときに、どうしても保証を義務づけられていて、それがあつたものですから、事業承継するときに、なかなか承継を受けるほうの方が受けにくい、あるいは経営者の方も、老後の生活を考えるとなかなか難しい、このような課題があつたわけでございますので、経営者の保証に依存しない融資というものを促進していこうということで、このガイドラインを策定した次第でございます。

このポイントは、左の上のほうにございますように、法人と経営者個人の関係がやや不明確な方が依然としていらっしゃるわけでございますけれども、まず、これを分離、区分していただくことが条件になるわけでございます。それから、財務基盤の強化とか、幾つか条件がございまして、こういった条件を満たした場合に、真ん中のあたりにございますように、経営者保証を求めないということ金融機関として検討していくことでガイドラインとして定めさせていただいているということでございます。仮にガバナンスが十分でない場合も、条件をつけながら、こういう保証を求めない方向へ何とか導いていくようにやっていこうということでございます。

それとともに、債務整理の手續といたしましても、下のほうにございますように、一定額は生計に必要な預貯金を残すとか、あるいは華美でなければ御自宅も残す、こんなような運用を金融機関としてもしっかりやっていこうと。このような形で、金融庁とも一緒になって、こういったガイドラインの策定、また運用をやっているという状況でございます。

そして、小規模企業共済制度、本題でございますけれども、13ページでございますが、概要は、ここにありましてございまして、現在、122.6万人の方が加入していただいております、総資産も8兆円を超えている状況でございます。小規模事業主のための廃業共済あるいは退職金制度、こんなような性格づけのものでございます。

事業承継につきましては、この共済制度と付随するものとして、特別貸付制度、

事業承継貸付制度を平成23年4月から始めている状況でございます。現在、この左側の円グラフをごらんいただきますと、やはり共済契約者も全体のトレンドの例に漏れず高齢化が進んでございまして、60歳以上の方が5割弱、およそ5割いらっしゃる、こんなような状況になっております。

1ページおめくりいただきまして、15ページでございますけれども、共済でございますので、掛金を毎月お支払いいただくと。お支払いしていただいた掛金が、所得控除になっていくということで、税制上の恩典も得られながら、この共済制度に加入、参加していただくことができる状況になってございますけれども、実際にかけた掛金を共済事由が生じたときに、共済金としてお支払いすることになっているわけでございますが、この表にございますように、個人事業の廃止、一番左のところでございますね、あるいは死亡、それから会社の役員の場合は会社の解散、こういった廃業に至る場合、これがこの小規模企業共済の本来的な目的のところでございますけれども、これをA共済ということで、最も手厚い共済金をお支払いする、こういう仕組みになってございます。また、65歳以上の老齢給付という仕組みもB共済としてあわせて設けさせていただいている、そんなような状況でございます。

そして、この共済に付随する貸付制度が16ページでございます、一般貸し付けという何にでも使えるものがあるとともに、特別な貸付制度としてこの5つぐらい、下にございますように、事業承継貸し付けも含めて5つの特別貸付制度を現在設けさせていただいている状況でございます。

17ページに参りますと、共済契約者の、17ページ、18ページは特に個人の部分でございますけれども、個人事業主で共済契約者になっておられる方の事業承継についてアンケートでお聞きいたしました。その結果がこちら、ごらんいただいているとおりでございますけれども、まず、事業承継、事業譲渡する側は、今後の予定については、年が上になっていけばいくほど確定していくわけでございますけれども、49歳以下だと9割以上の方が「予定はない」というのが、65歳以上になると半分の方になっているということでございます。そして、「事業譲渡が既に決定している」という方が50歳ぐらいからふえ始めまして、65歳以上だと16%になっている。あるいは、事業譲渡先が結局決まらずに廃業しようと思っておられる方は、これもやはり50歳過ぎぐらいからふえているのではないかと思います、65歳以上だと26%ぐらいの方が「廃業する予定だ」と、このようにおっしゃっておられます。

それから、譲渡先でございますけれども、御自身のお子様が、年齢を問わず8割から9割ぐらい、最も多くなっておりますけれども、50歳から64歳ぐらいまでですと、従業員に譲渡しようという方がそれぞれ10%ぐらいずついらっしゃいまして、これが65歳以上になるとかなり減っていく、このような状況でございます。比較的まだ元気なうちに従業員にお渡ししながら、御自身も、もしかするとそのフォローアップをしようと思われているのかもしれませんが、そんなような傾向になってございます。

それから、18ページ目が、共済金についてお伺いさせていただいております。現在、事業譲渡、事業承継をする場合に、親族外に、ちょっとページ戻って大変恐縮でございます。先ほどちょっと申し上げればよかったですけれども、15ページにもう一度戻っていただきますと、個人事業者につきましては、廃業とともに、親族外に事業譲渡、事業承継を行う場合はA共済と、一番左のところになっております。他方で、自分の子供あるいは配偶者に事業を譲渡する場合、承継をする場合、これは準共済、右から2番目になってございます。この取り扱いにつきましては、下にちょっと注がございますけれども、A共済は、掛金プラス1.5%で複利計算をしていくということでございますけれども、準共済になりますと、掛金相当という形でちょっと減ってくるということでございます。

これは、何でこういう状況になっているかといいますと、やはり事業者がリタイアされた後の老後の生活費用の面倒を見ていくという性格づけがある中で、昔は、お父さんをお子さんが面倒見ていくということが一般的によくありましたので、自分の配偶者や子供に事業を渡すのであれば、そんなに困ることがないのではないかとということで、このような差を設けているのが現状でございます。

そしてこれについて、行ったり来たりで申しわけありませんが、18ページに戻りますと、この取り扱いの差についてどう思いますかとお聞きいたしましたところ、真ん中赤いところをごらんいただきたいと思いますが、余り年齢に差はなくて、譲渡先にかかわらず、「共済金の格差をなくしたほうがいいのではないか」ということを答えておられる方が6割前後いらっしゃったということでございます。そして、この格差をなくしたほうがいいという理由でございますけれども、幾つか選んでおられますが、やはり親族の支えはもはや期待できないので、しっかり手厚い共済金があるべきではないかというお答えから、そもそも余り譲渡先に関係なく同じであるべきなのではないか、べき論ですね。それから、多ければ多いほどいいと。このように3つぐらいに分かれておりますけれども、それぞれの理由で、いずれにしても格差をなくしたほうがいいと考えておられる方が6割ぐらいいらっしゃるという状況でございます。

それから、役員のケースでございますけれども、19ページでございますが、役員が退任する理由でございますけれども、何で退任することになると思いますか、想定ですね、想定する理由でございます。一番多いのが左側の黄色いところでございますけれども、後継者に地位を譲る方が一番多いということでございまして、その右にあります隠居するというシルバーの色も合わせますと、基本的には御自身の意思で退任するという方が大半を占めているという状況でございます。

この役員につきましても、また行ったり来たりで大変恐縮でございますけれども、15ページにもう一度戻っていただきますと、共済事由の会社等役員、下のほうの欄でございますけれども、会社が解散したという、本人にとってはやむを得ない理由で役員を退く場合にはA共済事由ということで、先ほど申し上げたようにプラス1.5%つくわけでございます。そして、御本人が死亡とか疾病、負傷、こういった理由で退任される方はB共済と

いうことでプラス1.0%という扱いになっております。そして、そうでない任意の退任の場合は、準共済事由ということで、先ほどの個人の方が奥さんやそのお子さんに事業を譲渡される場合と同じでございますけれども、掛金総額相当ということになっているわけでございます。19ページの先ほどのアンケートをもう一度ごらんいただきますと、まさに任意の退任という、後継者に地位を譲るあるいは隠居するという方が、先ほどの15ページですと準共済というものに当たってくるわけでございます。これが、実際に退任する場合には3分の2ぐらいですか、多くを占めておられるという状況になっているわけでございます。

そして、その下の退任後の生活資金の賄い方でございますけれども、公的年金がやはり一番大きくて4割前後ぐらいあるわけでございます。それから、預貯金で何とか取り崩したりしながらやっという方もいらっしゃいますけれども、一番左の黄色いところの小規模企業共済の共済金というものもかなり大きな割合を占めている状況でございます。この共済に老後の生活資金を期待したいという強い期待があるのではないかと考えてございます。

以上を踏まえまして、この事業承継を円滑に進めていく、あるいは廃業を円滑に進めていくということで、どのように見直しをしていけばいいのかという一つの御議論いただきたい点でございますけれども、20ページのところでございますが、まず1つは、個人事業者につきましては、先ほど申し上げたように、個人の方が配偶者あるいはお子さんに事業譲渡している場合と、それから、配偶者、お子さん以外の、いわゆる親族外に譲渡をされる場合と差がついているわけでございます。親族内承継も、親族外承継とともにしっかり促進していかないといけないという政策課題、要請があることを踏まえまして、この親族内承継、準共済になっているものをA共済に引き上げることによって、親族外承継と同様の取り扱いをするということであってしかるべきではないかと考えてございます。

もう一つ、会社の役員のところでございますけれども、先ほどの3分の2ぐらいいらっしゃった任意の退任のところでございますけれども、これにつきまして、経営者の高齢化がどんどん進んでいっているという状況を踏まえまして、小規模企業振興基本法の中でも新陳代謝ということが明確にうたわれてきているということでもございますし、また、こちらにちょっとデータを載せていなくて恐縮でございますけれども、役員の方が高齢な会社になればなるほど経常利益も下がってきている、このようなデータもございますので、新陳代謝をやはり進めていっていただくことが非常に重要ではないかと考えてございまして、65歳、ちょうど老齢給付を支給する年齢でございますけれども、65歳になれば、任意の退任であったとしても、老齢給付をしているB共済と同じ扱いをして、B共済事由として取り扱いをするということで、経営の新陳代謝を図っていくべきではないかと考えてございます。

それから、21ページ目でございますけれども、済みません、説明がちょっと長くなってしまったので若干急ぎたいと思いますが、今の事業承継を円滑に促進するために見直すと

いう点とともに、利便性を向上していかないといけないというのも大きな課題だと思っております。昭和40年からやっている制度でございますので、時々これまでも見直しをしてきてございますけれども、やはり時代のニーズに合っていない部分も若干でございますが残ってございますので、幾つかここにありますような見直しをしていきたいと考えてございます。

申込金というものが一番上のところがございますけれども、これは、この小規模企業共済に加入していただくときに、申込金を窓口まで現金として持参していただくことに今はなっております。これは法律で定められております。今は銀行振り込みあるいは銀行引き落としが当たり前でございますので、ややこれは古いのではないかとということで、わざわざ現金を持って行っていただくというその煩雑さを解消しようということで、この申込金を廃止したいと思っております。

それから、2番目でございますけれども、掛金月額は、増加するのは自由にできるようになっております。他方で、減少するという場合は、この右のほうに書いてございますように幾つか要件がございますして、この要件にはまっているかどうかを書類で確認しながら、確認できたものに限って、その減少を認めていくという運用をさせていただいておりますけれども、ここに書いてございますような「事業経営の著しい悪化」「疾病」「危急の費用の支出」、いろいろございますけれども、これを証明するための書類をそろえるだけでも、これは結構大変だったりしますので、減少につきましても、増加とともに自由にできるようにするべきではないかと考えてございます。

それから、期間の通算につきましては、個人事業主あるいは会社の役員は現在できている状況でございますけれども、前回の法改正で追加いたしました共同経営者につきましては、現在認められていないものを、この共同経営者についても通算することによって、例えば共同経営者だった方が外でスピノフして新しく事業を立ち上げるといったこともケースとしてあろうかと思っておりますので、そういったことも自由にできるような後押しをしていきたいと考えてございます。

それから、共済契約の復活というものを書いてございます。これは、12カ月掛金を滞納いたしますと自動的に解除されることになってございますけれども、昨今、大小合わせていろいろな震災、それからさまざまな自然災害とかというものが起きている中で、客観的に見ると必ずしも御本人の帰責事由がなさそうなものについて、12カ月滞納したからといって自動的に契約を解除されるのは、やややり過ぎといえますか、ちょっとかわいそうな感じもいたしますので、復活ができるような制度にしていこうということでございます。

それから、共済金の支給を受けるときに、分割支給というものがあるわけがございますけれども、現在は年4回、2月、5月、8月、11月となっておりますけれども、公的年金では偶数月、年6回やっております。これに合わせて、奇数月でございますけれども、6回という形で、もう少し回数をふやすことによって利便性を高めよう、このように考えてございます。

最後に、一番下のところでございますけれども、相続人に対する受給権の付与と、ちょっとテクニカルな話でございますけれども、これは、共済契約者が死亡した場合に、遺族に共済金をお支払いすることになってございます。これが、民法の相続法で定められているものと若干違う考え方を導入してございまして、やはり老後の生活費をしっかりと見ようという制度の趣旨からいって、生計をともにしているかどうか、このようなことも1つの基準として優先順位をつけております。そういう中で、受け取れる遺族の範囲を限定しております。この①、②、③、④と書いてございますけれども、限定してございますけれども、これ以外の方で、親族の中でこれに該当しない方がいらっしゃるケースがございまして、亡くなられた契約者の方と結構近い関係にあった、例えばめい、おいとかひ孫とか、こういった方々が、現在は共済金を受け取れずに、この共済金につきましては中小機構にお戻しするというか中小機構が留保するという形になっているわけでございますけれども、やはり相続人であれば支給すべきではないかと、アンケートでもこのようにお答えになっている方が7割ほどいらっしゃいますので、そのようにしていきたいと考えてございます。

以上が利便性向上のための措置でございまして、最後に、22ページでございますけれども、廃業の円滑化ということでございますけれども、廃業資金が、この棒グラフにございますように、一番多いのは設備の処分費用、それから登記・法手続関連費用とか、借入金の返済、従業員の退職金とか、さまざまございます。こういったものを、廃業するときは、当然共済金がお支払いされるわけでございますけれども、それをお支払いする前の段階で必要な資金繰りというものも重要ではないかと考えてございますので、このための特別貸し付けの創設ということも考えていきたいということでございます。

以上が共済制度の見直しということで現在考えているところでございます。

あと、付加共済金をいかに支給していくべきなのかということが非常に重要な課題でございまして、繰越欠損金がこれまでであった中で、それがどういう状況になっているのか、今後どうしていくべきなのか、さまざま御関心の委員の先生方もいらっしゃると思います。この付加共済金の支給につきましては、次回、3月3日に御審議いただければと考えてございます。もちろん、きょうこの場で御意見、お考えをいただくのも全然構わないのですが、また次回、そういう場がございましてということは申し上げておきたいと思っております。

以上でございます。

○足立委員長 ありがとうございます。

それでは、続きまして中小企業基盤整備機構から補足のコメントをしていただきます。お願いします。

○増山中小機構理事 時間も迫っていますので簡潔に、中小企業基盤整備機構でございますけれども、先ほど桜町課長からも話がされましたが、昭和40年、半世紀前からこの制度を運用させていただいております。現在、在籍者数が120万人、事業資産、資産規模が8兆円を超えるというところまで成長しております。過去、200万人のお客様に共済金を

お支払いし、その累計は11兆6,000億円ということで、ちなみに最高にお支払いした方は5,400万円というような規模のものでございますということで、この運営経費は、全額、国の交付金で賄われておりますし、まさしく国の制度でございますし、加入者の皆様には、税制上においても手厚い恩典があるということで、まさに小規模事業者を支援する制度として50年がたったということでございます。

お客様からは、中小企業の公的年金を補完する、社会保険を補完する機能として退職金の補完ということで高い評価をいただいているわけでございます。事業者自身の豊かな安心な未来を提供する制度というこれまでの機能に加えて、先ほど来、桜町課長から御説明がありました事業承継、まさしく今、話題となっている、喫緊の課題となっている事業承継という、新陳代謝、事業の持続的発展を強化するという観点から、この共済制度が変わるということを今、御審議していただいているものだと思っておりますし、そういう魅力ある制度設計にさせていただけることを期待している次第でございます。

ちなみに、中小企業基盤整備機構は、事業承継については国の事業承継の総元締めとして認定されておまして、実は2月1日に事業承継引き継ぎセンターというものも立ち上げたわけでございます。今、地域においては事業の承継というのが、地域を生かすというか消滅させないということで非常に重要な要素になっておまして、中小企業基盤整備機構は、その中心に立っているということでございます。

ますます私たちも、このお客様からいただいた資産をきちっとお届けするというところでやっていきたいと思っております。

ちなみに、うちの機構は800人ぐらいの職員でやっておりますけれども、共済でやっている職員は80名ぐらい。それにいろいろな臨時職員の方も加えてやっているということで、効率的な運営に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○佐藤事業環境部長 済みません、事業環境部長の佐藤と申します。

ちょっと1点、コメントを追加させていただきたいと思しまして、何を言いたいかと申し上げますと、桜町課長から、いかに事業承継で、親子間以外のところも必要かという説明をずっとしてもらって、あと、機構のほうからも、政策的にも、機構の考え方も正しいと言っていたかということなのですが、では、そんないいことなのに何を審議していただくのかということですが、ちょっとこの参考資料のほうで、ことしの3月にやった、恐らく7ページが一番適当だと思うのですが、共済事由を上げるということは、もらうほうにとってみればいいとしか言いようがなく、では何が問題かということ、その分、お金がかかるということです。予定利率も下げて、運用もよくなってきて、この後の付加共済金とかにも非常に関係あると思っておりますけれども、それで欠損金が減ってきているという状況で、恐らく財政的にも中長期的に支障はないということで共済事由を上げるとしたいのですが、これはまさに専門家の先生方の意見をどうしてもお聞きしたいところですので、ぜひこの辺に関して専門家の先生方の御意見をお聞かせいただければということをご

メントとして申し上げたいと思います。

以上です。

○足立委員長 ありがとうございます。

事務局からの御説明に対し、委員の皆様から御発言をいただくこととしますが、その前に、新任の浅野委員が到着しておりますので、改めて御紹介いたします。

○浅野委員 浅野でございます。よろしくお願いします。

○足立委員長 それでは、事務局からの説明及び中小企業基盤整備機構からのコメントにつきまして、委員の皆様から御意見、御質問等をいただきます。

なお、限られた時間の中で皆様に御発言いただけるように、御発言はお1人2分程度でお願いいたします。

また、5人前後のコメントの後に事務局からそれぞれ一括して回答していただくことにします。

それでは、どうぞ御意見のある方はプレートを立ててお話してください。伊藤委員、どうぞ。

○伊藤委員 すごく使いやすくすることがいいのではないかと率直な意見です。先ほどの説明で、資料2の21ページ、経済が安定的に成長しているわけではない中で、非常に変化が激しいので、こういった柔軟な仕様に変えていただけているというのは、多分利用者にとっては非常に喜ばしい結果になると思います。一方で、佐藤部長さんが、このまま中長期的にいいのかというお話だったのですが、また局面が変われば、変えればいいのではないかと。余りずっと固定で行くような時代でもないような気がするのですね。やはり本当にこの数年、数十年の間、さまざまな変化が猛スピードで来ているので、そのときにまた、時代に合った対応をしていくべきではないかと思えます。

最後に質問なのですが、事業承継とかマッチングについて、最初の資料1のほうで商工会議所がこれは入ってくるのですかね。役割として、商工会議所が全て悪いとは言いませんが、市町村によっての温度差をすごく感じているので、支援機関として手を上げたけれども、フォローアップというかアフターフォローはどうなっていくのかなど。もしかして、市町村によって、県によって、頑張っているところと頑張っていないところによっては、承継がうまくいかなかったり、マッチングがうまくいかなかったりして、評判が、温度差が生じてしまうのが一番いけないのかなと感じるので、その辺はどのようになるのかなというのが質問です。

以上です。

○足立委員長 では、引き続きコメントがありましたら伺っておきますが、どうぞ。

○半田委員 みずほ銀行の半田でございます。

まず1つは御質問といたしますか、素朴に、知識がないところも含めての確認なのですが、資料2の20ページ目のところの下段のところでございます会社等役員のところの、今回、65歳以上については、準共済事由のところからB共済事由のところへ引き上げしている要

因があると思うのですけれども、その上段に書いていますいわゆる老齢給付との関係について、ちょっともう一度確認させていただきたいというのが御質問の1点目でございます。

それから、今回、利便性の向上というところにある中で、私ども金融機関としては、事業承継等に関していろいろなコンサルティングをお受けすることもございまして、その中で多くなってきているのは、今回、相続人に対するといった受給権のところにお手当をいただいているような、いわゆる必ずしも同族ということではなく、例えば同族のお嬢様の配偶者の方に事業を移していくですとか、そういったことも結構事例としては出てきていると思うのですけれども、そうなったときに、今回のこの相続に対する受給権の付与というのがどのような関係になってくるのかというのは、今後の議論にもなるかと思っております。

もう一点は、先ほど佐藤部長様からもお話があったところから考えますと、今回の利便性の向上の検討のところについては、私なども一番いいのかなと思ったのは、共済契約の復活といったような、単なる事由だけで解除になってしまわないというようなことで、共済契約が維持できることに対するメリット、この点は、制度自体の利便性というか制度を維持させるという観点においては有益だと思っておりますが、例えば今申し上げたように、仮に、共同経営者ではなかったのですが、本人から次の世代に移したときに、共済金としての受け取りを希望するのか、もしくは共済契約としての何らかの、これは別の方になりますので、前回の会議のときにも議論があったかと思っておりますけれども、本人ではないにせよ、何らかの形でその共済金を一括で受け取って、さらに契約として維持をさせるといったような、つまり契約が単なる払い出しのところで終わってしまわないような制度に展開できるようなことがないのかというところは、今回の議論の中にはおさまらないかもしれませんが、論理としてあってもいいかと感じました。

以上でございます。

○足立委員長 ほかにいかがでしょうか。どうぞ、小野委員、お願いします。

○小野委員 ありがとうございます。私がこの委員にさせていただいている立場は、恐らくこの制度の財政の観点からいろいろ拝見させていただくということがあると思います。付加共済金の件につきましては次回ということにさせていただきたいと思っておりますけれども、2点ほど質問させていただきます。1つは、資料2の20ページで、先ほどの御提案の中で、ここでは個人事業主と会社等、法人等のケースが幾つか、共済の事由別に升目が8つほど区分けされておりますけれども、昨年の5,800億円という給付がこの8つの升目の中でどのぐらいの内訳になっていたのかという話と、こういった事由の移動をすることによって、これは検証されていると思うのですが、どのぐらいの影響になるかということ、もしおわかりになったらお願いします。

それから、21ページでございますけれども、掛金の減額というのは、それはそれで使い勝手という意味ではいいかもしれないのですが、この場合の給付金の計算の仕方をお伺いしたいと思っております。例えば10年間1万円でやってきましたと。それを5,000円に減額

しました。5,000円を10年間拠出しました。この20年間で引退されたというケースにおいては、具体的な給付額というのは、5,000円ずつに区切りまして、5,000円分の20年掛けたものは20年分と。そうすると、減額する前の5,000円の分、この給付金の計算の仕方というのはどうなるのかということ、あわせて、その後の復活というとき、掛金の拠出時期に例えば1年間ブランクがあった場合には給付金はどのような形で計算されるかをお教えいただければと思います。

以上でございます。

○足立委員長 山本委員、いかがですか。

○山本委員 制度の中身を全く知らないものですから全くの誤解かもしれないのですが、今回のこの20ページの表で、今まで準共済事由だったものをA共済とかB共済に引き上げるという見直しの御提案だと思うのですが、その結果として、この準共済に残る、法人成りをして、その会社の役員に就任しない場合ということの意味がちょっと十分に理解できないので教えていただきたいということです。この文言だけを見ると、個人事業者が法人成りをして、それを機会に自分が引退して、子供とかに事業を譲って子供が代表取締役とかになるというような場面を想定すると、それは何か個人事業者が子供に事業を譲渡した場合とか、あるいは一定年齢以上の役員が退任した場合と、実質的には同視できるような場面も想定できるかと思ったのですが、しかし、なおこれが準共済事由として残るとする御提案の理由についてお伺いできればと思います。

○足立委員長 では、引き続き、深澤委員、いかがですか。

○深澤委員 先ほど伊藤委員から出ていました商工会議所が対応できるのかということ、私ども商工会議所でございますので、一応私どもの商工会議所とすると、今般の第1回目の認定申請をさせていただいているのですが、東京都の中に東京都商工連合会というところがございまして、その中でいつも横の連絡をとっているのですが、本当にこれは積極的な会議所と、あと、この事業自身は、本当に商工会、商工会議所がやらなければならないことだとは認識しているのですが、現実的に、ではスタートしたときに、職員が足りるのか、その配置ができるのかというところで非常に悩んでいる商工会議所が多くて、既に1つの商工会議所では、固有名詞は挙げられませんが、とてもではないが今はできないというのが出ているのも事実のようでございます。

ちなみに、私どもも4,100の会員に対しまして経営指導員が9名でございますので、どの程度までフォローできるのかと思うわけでございます。また、経営発達計画ということで、かなりその事業所に合わせた形の事業発達計画をつくらないと、多分余り意味のないものになってしまうと思いますので、その辺をどの程度まで会員に網羅できるのかというのが、今、危惧しているところだと思います。

この件につきましては、今、私どもの会議所としては、どの程度までできるかということをやりながら、第1回目に申請をさせていただいたわけでございます。

あと、共済のほうにつきましては、21ページの相続の件で、「生計を維持していた子、

父母、孫」とかと書いてあるのですけれども、それを民法上の相続人にしたほうがよいというのが68%の回答になっているということですのでけれども、これに別に云々言うつもりはないのですけれども、実際に小規模事業者を見ていますと、多いのが、やはりちょっとした小売業や、ちょっとした製造業でも、結構作業所や店の上に親が住んでいて、その住居が狭くて、長男たちは近くの賃貸のアパートを借りて住んでいて、一緒に商売をしているなんていうのが非常に多いケースなものですから、それで、お嬢さんはほかに行っているとか、次男の方は普通のサラリーマンをやっているという方が非常に多いものですから、ある程度、生計を維持していた定義がちょっと私はわかりませんが、例えばその事業が、親の死亡によって、子がまだその任にない場合は、事実上もう継続不可能という状態になって、長男の生計も非常に大変になってくるケースが多々あるのかなという気がします。

そんなところを考えると、例えば亡くなった被相続人をある程度指定できる制度、例えば、一緒に生活はしていないけれども、一緒に事業をやっている長男に継承するような、それによって事業の廃止をするなり、廃業するなり、やりやすくするような、そんな制度にさせていただけるとありがたいと思います。

それは意見ですけれども、以上です。

○足立委員長 それでは、一度事務局のほうにお願いしたいと思います。

○桜町小規模企業振興課長 ありがとうございます。さまざま御質問、御意見をいただきました。

まず、最後の深澤委員の御指摘から申し上げたいと思います。多分、私の御説明が舌足らずだったのではないかと思っておりますけれども、21ページの相続人のところにつきましては、生計を維持しているかどうかを重視しながら、現在、順位づけをしているわけですので、この①から④までここに書いてございますが、ここについては一切変更しないと。今後とも変更しないという前提で、①から④以外に、さらに、この外にさっき申し上げたひ孫、めい、おいとかというケースがあるわけですので、この①から④にはまらないと、今申し上げたような方々はもらえずに、現状は機構にお金が戻されるということになってございますので、それは余りではないかとお答えになっているのが、この68%の方でございますので、そこをちょっと改善したいという趣旨でございます。

それから、最初に伊藤委員がおっしゃった商工会議所間の温度差の話は、今、深澤委員からもお話がございましたけれども、1つだけ御指摘させていただきたいのは、この資料2の9ページのところに「事業引継ぎ支援センター」と右下のところに書かせていただいておりますけれども、全国に現在16カ所でございます。これは、こういうM&Aとか、事業引き継ぎ支援の需要が多いところから、このような形で設置させてきていただいております。恐らく、この中に埼玉県が入っていないわけですので、ニーズが多い、多くない、それから、現地で体制が整っているかどうかということもあろうかと思いますが、そういう差は恐らく地域によってあるという前提で、深澤委員もおっしゃったよう

に、商工会議所としても頑張ってやっていくということではないかと思っております。

それから、半田委員から御指摘、御質問がございました老齢給付と今回のB共済に上げるものとの関係というものでございますけれども、老齢給付というのは、まさにこの共済に加入し続けながら、共済金をもらい続けるという制度でございます。65歳以上になると、そういう制度がございますので、引き続き役員に在るということに意味を感じる方が結構いらっしゃるわけでございますので、そういう中で役員の新陳代謝を図っていくという趣旨から、今回、その65歳以上になれば、もう一括してもらって共済から脱退するというのは、つまり役員をおやめになることを促進していきたいと考えた次第でございます。

それから、同族のお嬢様、親族外と親族内とさまざま譲渡されるケースがあるかと思っております。もともと親族内承継が多かったわけでございますが、現在もそちらのほうは数的には圧倒的に多いわけでございますけれども、親族外承継をするケースも出てきて、そちらのほうもしっかり対応していかないといけない。両方大事だということではないかと思っております。

今回、この共済制度につきましては、どちらかというと、親族外のほうがむしろ先に手当てをされてきていて廃業したときの手当金ということでございますので、趣旨から言うとそういうことなのですけれども、そういう経緯もございまして、親族内承継についてももしっかり手当てをしていこうということでございます。

それから、共済契約の復活に関連する点でございますけれども、共済自体は、老後の退職金というか老後の生活費の確保ということでございまして、この共済契約自身まで引き継ぎをして継承していくということになりますと、結局何のための共済なのかということもございまして、もしかしたらそういうニーズが出てきているのかもしれませんが、今のところは、おやめになったときには、しっかり老後のお金としてお支払いするという前提で運用をしていきたいと考えている次第でございます。

それから、共済財政のことが何人かの委員の先生方でお触れになった方がいらっしゃいますけれども、今回のこの個人事業主の親族内承継をA共済に上げるということと、それから、会社の役員についてB共済に上げることにつきましては、それぞれA共済に個人を上げるほうは1.7億円、それから会社の役員をB共済に上げるのは2.5億円という負担が、この共済財政にはかかると我々のほうでは試算いたしております。先ほど佐藤部長から御指摘ありましたように、共済財政をしっかりと安定的に運用していくのは非常に重要な課題でございまして、この参考資料の7ページにありますように、一時期、平成20年度、これが一番繰越欠損金が多くて、およそ1兆円近い額があったわけございまして、そこから共済財政も持ち直して、平成24年度4,700億円ということでございましてけれども、これはちょっと古い資料なものですから直近の数字がなくて大変恐縮でございますけれども、今、12月から1月ぐらいの数字をとっているところでございますけれども、ほぼこの繰越欠損金が解消されてきているのではないかと。全く黒になっているかどうかはちょっと、しっかり確認していかないといけないと思っておりますが、大体解消されてきているのではな

いかという状況にはなっております。

そういう状況の中で、この1.7億円、2.5億円、合計4.2億円でございますけれども、これをどう見るのかということかと思っております。

あと、小野委員からいただいた共済の計算については、これは機構のほうからお答えいただいてもよろしいですか。

○宮澤中小機構共済事業推進部長 先ほど委員が1万円で御加入されて、その5,000円減額された。例えば5年間1万円でお払いになって、その後5,000円で5年間お払いになって、10年目にやめたといった場合の計算ということでございますね。

掛金は500円単位になっていまして、500円の区分ごとに計算させていただきます。それで、まず最初に、減額前の1万円のうちの上の5,000円については、5年までの共済金ということとまってしまう。それで、ベースの5,000円については10年間の計算をさせていただきます、その合計が共済金ということになります。

よろしいでしょうか。

○桜町小規模企業振興課長 済みません、ちょっとお答えをしそびれたものが1つございました。

法人成りをして、会社の役員に就任しないケースをどう考えるかということでございますけれども、これは、個人の方が法人成りをして、会社の事業自体は持続していくというケースでございますので、そういう意味でA共済とは違ふと。会社の事業自体は持続しながら、御本人が任意の意思でその事業から退かれるということでございますので、ちょっとその辺の違いから、引き続き準共済に残しているということでございます。

それから、先ほど、済みません、1つお答え誤りがございまして、老齢給付のところでございますけれども、先ほど契約を続けながら役員としての老齢給付を受給すると申し上げましたが、契約自体は切れて、ただ、役員としての地位を保ち続ける間は老齢給付を引き続き受け取れる、こういう仕組みになってございますので、いずれにしましてもそういう状況を新陳代謝の促進の観点から見直していこうということでございます。

○足立委員長 それでは、最初の5人の質問と御意見された方で、何かこのほかに加えて御意見ございますか。よろしいですか。

では、次にまた御意見をどうぞ出してください。安藤委員、お願いします。

○安藤委員 ちょっと質問というか確認と、それと意見なのですが、もともと個人事業主の方が、今回、廃止とともに事業継続をするということに関してA共済にすることなので、このこと自身は、多分財政的には大勢に影響はないのですけれども、考え方としてはものすごく変わる話だと思うのです。ただ、法律のそもそもの趣旨が、そうであったにもかかわらず、この制度で差をつけていたにもかかわらず、今のこの環境とか、加入者の皆様方の意見を聞くと、ほぼ廃止と事業継続がほぼ同列で議論されているということで、環境が変わってきたのだとすると、これは多分、ある日時点で法律が変わってこれができるようになったときに、一定の経過措置ではないのですけれども、そういうような

こともある程度考慮しないと、何となく、事業継続がこの中小企業の共済のところに入ってきたというのだったら、ある日突然変えたらいいと思うのですけれども、そうでないのに変更するということは、やはりそれなりの対応の仕方があるのではないかと。ある日突然、この給付がふえるというのは、少し考えなければいけない要素なのかなというのが1つ。

それから、会社等の役員で、ちょっとこれは私も聞き漏らしたのかどうか分からないですけれども、65歳以上の役員の退任というときにB共済にするときの、この65歳という根拠なのですね。老齢給付は、何となく公的年金が65歳というのはよくわかるのですけれども、役員の退任というところで65歳という年齢で切るところの、その65歳という根拠が1つ、何となくなのしょうけれども、よくわからないので、ちょっと教えていただければというのが質問の1つ。

それから、もう一つの質問は、減額するときに理由をなくす、今、いろいろなところでそういうところがそういうふうになってきているので、嫌がらせのように書類を集めるといのは、それはほとんど意味がないのでそのとおりでと思うのでやったらいいと思うのですけれども、逆に言うと、ちょっとこれは私が知らないからあれなのですからけれども、増減額が勝手にできるということでもあって、その辺あたり、ずっとやり続けて、ずっと変更してくれるならいいですけれども、また増額してとか減額してとかというようなところをどういうふうに、余り掛金といっても、事務的にも実務的にもある程度平均的に入ってこない計画も立てにくいでしょうし、あるように思うのですけれども、そのあたりをどう考えていくかというのは、実務的にはあるような気がいたします。

以上です。

○足立委員長 この後、では、荒牧委員、寺岡委員と回させていただきます。

○荒牧委員 1点質問させていただきたいのですが、22ページの廃業準備資金の貸付制度の創設ということですが、資金の用途を見ますと、登記費用とか処分費用、借入金返済とかいろいろあるのですけれども、これは一般的に考えると、企業などで解散決議した後に、清算するまでの期間で発生する費用がほとんどなのですね。そうすると、A共済の会社等の解散ということで、解散で共済金が発生した後でも間に合うというか、そういう気がちょっとしてきたのです。そうすると、タイミングの問題だと思うのですけれども、貸し付けという形で金利が発生するのではなくて、あくまで普通のA共済が会社解散でおりましたと。その後に資金用途が発生するということだとすると特別貸し付けという制度をしなくてもいいような気がしてきたのですけれども、ちょっと理解不足でしたら教えてください。

以上です。

○足立委員長 それでは、寺岡委員、お願いします。

○寺岡委員 20ページのところですけれども、先ほど個人事業者が配偶者又は子に事業を譲渡することで、負担が2億円増加するというのと、65歳以上の役員の退任の負担が3

億円ということのを伺ったのですけれども、65歳以上の役員の退任というのは、例えば老齢給付と比較しますと、65歳以上の役員の方は180カ月以上の掛金の納付がなくても、こちらに移動するというような解釈ができると思います。

それで、最近、公的年金の受給年齢も上げようという流れで、長い目で掛金の積立額と支給する共済額のバランスをとっていくためには、65歳以上の役員の退任を設けるのであれば、最低70歳というので区切ってはどうかと思います。根拠は、現在、厚生年金が会社役員の方でも適用事業所に入っている方は70歳まで厚生年金の被保険者になります。それと同じような考えにしますと、70歳以上の役員の退任というのは考えられると思います。65歳以上の役員の方の退任で共済支給金額が増加するというのは、将来的にバランスを考えると、もう一度検討の余地があるのではないかと思います。

以上です。

○足立委員長 ありがとうございます。

ほかにいかがですか。どうぞ、加々美委員。

○加々美委員 22ページの廃業準備の貸し付けなのですが、ここに登記や、その後「法手続き関連費用」と、具体的に法手続き関連費用というのは何を考えておられるのか、ちょっと1点教えていただきたいのと、それから、この廃業準備の資金については非常に有益でして、実際は、中小企業が廃業するとき、前向きのお金ではないので、金融機関ではお金を貸していただけません。仮に不動産に担保余力があっても、そういう資金は多分金融機関では貸していただけません。現実にキャッシュフローで処分がある程度見えておかないと、最終的にどういう着地になるかわかりませんので、ぜひこれは入れていただきたいと。

その中に、先ほど言いましたように法手続き関連費用ってどこまで考えておられるのか。登記はわかるのですが、例えば最終的に民事再生とか、そういうことの法的手続き費用も含めて考えていただけるのかどうか、そこをちょっと質問とともに聞きたいと思っています。

○足立委員長 では、平川委員、お願いします。

○平川委員 先ほどから資料2の20ページのところの御意見が幾つか出ておりますが、やはり私も、A共済に格上げされる事業譲渡のところはちょっと違和感がありまして、やはり事業の廃業というものと事業の譲渡というのを同等に扱っていかという気持ちで、むしろ個人事業の廃止のところは事業譲渡が含まれていること自体にちょっと違和感があって、事業譲渡するというのは、無償の場合もありますが、有償の場合もありますので、有償で譲渡した場合は、譲渡代金をもらうにもかかわらず、廃業と同じようにA共済になるというのにちょっと違和感があって、譲渡であれば親族でも親族以外でも同等にするというのは、何となくしっくりは来ると思います。

あともう一つ、この法人成りのところも、ちょっとどういう場合が想定できるのか、いろいろなパターンが考えられるのですが、やはり親族に承継させることを前提に法人成りをする人もいますし、個人事業のまま承継する人もいますので、例えば個人事業のまま承継

したらA共済になって、法人成りして役員をやめたらば準共済になって、役員になったならば解約事由になると。この違いが余り、事業承継をする立場からすると、その違いは何なのですかというのが、ちょっと説明が難しいかと感じました。

以上です。

○足立委員長 ありがとうございます。

それでは、また、事務局に一度戻って。

○桜町小規模企業振興課長 さまざまな御質問ありがとうございます。

まず、安藤委員から御指摘いただいた経過措置、個人のところを引き上げるということで経過措置が要るのではないかと御指摘をいただきました。経過措置的な考え方というのは、考え方としてはあってもいいのではないかという気はいたしますけれども、要するに共済金をふやす場合と減らす場合と分けて考えたほうが良いと思っております、減らす場合は、恐らく、多分委員が念頭にあるような共済加入者との関係で何らかの経過措置をとるということは、もちろん共済加入者にとって負担になりますので、あるべきではないかという気がいたしますけれども、増額する場合は、これはどちらかという負担を与えるのは共済財政のほうでございますので、共済財政のほうの観点から経過措置が要るのかどうなのかということを考えるべきではないかと思っております。

そういう意味では、先ほど申し上げましたとおり、共済財政はずっと繰越欠損金があった中で、これがほぼ解消されつつあるという状況で、合計5億円、2億円と3億円という負担を今回新たに共済財政に課すということでございますので、そこまで何らかの経過措置的なものを設けるまでもなく、吸収することはできるのではないかと思っております。

それから、65歳という年齢について、寺岡委員と安藤委員のお2人から御指摘いただいたところでございます。何で65歳なのかというところでございますけれども、2つ、3つございますが、1つは、これは年齢が上がるにつれて経営上の経常利益がどんどん減っていくというデータがございまして、60歳を超えるぐらいですと、65歳以上も含めて6割以上、大体3分の2の会社が経常利益が減少傾向となっております。こういった事情も含めて考えていかないといけないというのが1つ。

それから、先ほど申し上げました老齢給付との兼ね合いで、まさに御指摘いただいたように、180カ月以上掛けていないと老齢給付はもらえませんので、ここに至らない方は、役員をやめずにずっと残り続けるわけでございます。そういったところを早目に退任していただくことが重要ではないかということで、これとあわせていこうということが1つでございます。

厚生年金との比較の御指摘もいただきましたけれども、厚生年金は、共済とは違って賦課方式で、将来に対する給付ではなくて、今の現役世代が老齢の世代を現時点において支えるという状況でございますので、厚生年金の財政とこの共済の財政は大分性格が異なるのではないかと。それから、その財政の具体的な実情を見ても、先ほど申し上げ

たような繰越欠損金も解消され始めているという状況の中で、厚生年金ほどシビアなものが果たして要求されるのかというところは、もう一つ考えていかないといけないのではないかと考えてございます。

それからあと、廃業の費用について御質問いただきました。この22ページにあります会社の幾つかの費用がございまして、これは、まず、アンケートでこういった御希望があるというものが出てきたものでございまして、こういった費用をこの貸付対象にするかどうかは、これまた当然別の問題でございまして、今後、実態を見ながら、何に本当に必要なのかということを考えていきたいと思っております。その中に、法手続費用としてこういったものを入れることが適当なのかということもよく検討してまいりたいと思っております。

そして、荒牧委員がおっしゃっておられた点でございましてけれども、これは、共済金を実際に支払いをさせていただく後においては、これは共済金で賄っていただければいい話でございまして、この貸付制度も、特別貸付制度を含めて、基本的には掛金の範囲内でやると。そして共済金をお支払いするときは、その相殺をするということになりますので、共済金が可能であれば、それでお支払いを扱っていただければいいということになります。

むしろ、その前に、ここにありますものが、これは、御指摘いただいたように、共済金を受け取った後に発生するものが結構あるのかもしれない。ただ、設備をあらかじめ処分しようとか、あるいは従業員の退職金を早目に払おうとか、借金も早目に返済しようとか、さまざまなニーズもあるのではないかと考えておりますので、その辺をターゲットに貸付対象として設定できればと考えているところでございまして。

それからあと、減額と増加を頻繁にやるケースが出てくるのではないかと御指摘もいただきましたけれども、考え方といたしましては、増額は自由にできるというのが現行制度となっております。それから、減額をもう少し自由にしようということもございましてけれども、掛金を減額すれば、当然のことながら、将来受け取る共済金はそれだけ減るということになりますので、もちろん経営が苦しいのでやむを得ず減額したいという事情はあるのではないかと考えておりますが、それ以上に、余り任意に頻繁にやるというケースはそう多くはないのではないかと。共済加入者御自身にとってのメリット、デメリットにかかわってまいりますのでと思っておりますということもございまして。

それから、あと、譲渡のところですね。譲渡のところの整理が余りよくないのではないかと御指摘をいただいているところでございまして、ちょっと御説明がクリアでなくて申しわけございませんけれども、そもそもこの廃止と譲渡、親族外に譲渡するということが一緒になっているのは何でなのかわからないかと御指摘もございまして、事業廃止をする、事業を一遍畳んでしまうという、要するに自分の子供とか配偶者にお渡しする場合は、何らかの形で面倒を見てもらえるという昔からの慣習があった中で、そのところは、この経営者がリタイアするときに老後の面倒を見てもらえるのではないかとこのところがあつたわ

けでございますが、事業を外に売った場合、番頭さんとか、あるいは外の方にお譲りする、あるいは廃止をしてしまう場合は何にも残らないわけでありますので、実際、親族外に譲渡する場合も、どれだけの価値がこの事業としてつくのかというところもございまして、A共済という手厚い扱いをさせていただいているということでございます。

そして、今回は親族内承継も、核家族化の流れもあって、なかなか面倒を見てもらえない状況になってきている中で、このA共済と同じような扱いにしていこうということでございます。

○佐藤事業環境部長 ちょっと追加でコメントさせていただきます。

最後のところで平川委員から御質問があった、あともうお一方から御質問があって、確かにその違和感を感じるというのは、どう説明するのかというので、今、桜町課長が言ったことも当然あるのですが、やはり一番大きな理由は政策的判断だということだと思いません。共済といった観点からも、事業承継というのを少しでも進めさせていただきたいという政策的判断から、やはりやらせていただきたいということです。

それで、どうしてそんなことが可能になるかということですが、ちょっとこの資料2の13ページを見ていただけますか。共済制度ということで、今もちょっと桜町課長からも途中で話があったのですが、例えば年金であるとか、あと、冒頭の質問でも受給権という話で、ちょっとこの共済制度は年金に近いような語感もあって、そういうところでそんな政策的な判断などと言っていいのかという御疑問になると思うのですが、これは概要のところ、特にコラムのところを書いてあって、これはお詳しい先生にはまさに釈迦に説法なのですが、小規模企業共済制度は、どちらかという個人事業でやっていただくような方というのは、年金もない、将来どうなってしまうかわからないというので、まさに自分で自分の老後のためにお金を積み立てているような制度で、年金よりもはるかに、実際は退職金に近いということで、がちがちに受給権とか生きる権利みたいなものよりも、はるかに政策的と言っては何ですけれども、より柔軟性が高い制度であります。であるとすると、ある程度、この退職金に近いものであるのだったら、少しでも事業承継をしていただくようにプラスにお支払いをして、少しでも我々が考えている大きな意味での事業承継を実現させていただきたいということで、違和感はおありかもしれませんが、今回、打ち出せばというので、まさしくそういったところを御議論いただきたいということだと思えます。

以上です。

○桜町小規模企業振興課長 済みません、それと、今の点でもう一つつけ加えさせていただきますけれども、今回、法改正の中で、事業承継促進ということは、法律の第1条の法律の目的のところにも今まで入っておりませんでしたけれども、これまでは事業の廃止について、共済制度を確立して云々とありますけれども、事業承継、承継ということを明確に入れていこうということで、事業承継政策という中で、この小規模企業共済制度をしっかり位置づけていくということもさせていただこうと思っております。

それから、もう一つ、お答えしそびれている点がございます。5,800億円の内訳がござ

いましたけれども、A共済が43.9%、B共済が16.6%、準共済が2.9%、解約事由が36.6%、このようになってございます。

以上です。

○足立委員長 よろしいですか、先に進んで。それでは、先に進ませていただきます。堤委員。

○堤委員 遅参いたしました。済みませんでした。

いろいろな御意見がありますが、今、たまたま私はもう一つ、事業承継のほうの委員もかかわらせていただいております。そもそもこの小規模企業共済に入れる方というのは、わずか従業員数が数名、四、五名、最大でもサービス業で20名程度というところの役員さんしかいないということで、もしかすると委員の先生方のイメージの中で、もう少し安定している役員の方々の事業承継というようなイメージよりは、本当に今、国が小さい商店とかがつぶれることを何とか防ごうという部分で考えていらっしゃるということだとすると、私はたまたま38歳のときに自分が株式会社をつくったときに入っています。多分30代に入る経営者の場合は、事業承継とかなんだとかというよりは、今、桜町課長がおっしゃったように、一番最初、個人事業主の方は、見せかけの給与をとるのですね。つまり、ある程度給与を積んでおくと、それを会社がうまくいかないときに貸し付けの形で回せますので。やはりその部分の税金を少しでもこういった共済というものを活用すればということで、一番最初は多分5万円で、途中で7万円に上げたと思うのですが、わずか年間84万円なのですけれども、何とかこれを活用しながらという形で行いました。

今回さまざまな柔軟な形の制度変更に関して、私はおおむね賛成でして、特に一番最初、やはり20年以上かけないと解約できないとか、15年以上掛けないと老齢給付ももらえないとかということ、40代や50代の小さい会社を始めたばかりの方にとって、これが物すごく高い山に見えるのか非常に簡単なのかというときに、ある程度のラインは押さえておくことが必要だと思うのですけれども、例えば、今後アクティブシニアの方が小さい会社をおつくりになったときでも、この共済は使えるのだとか、すごく若くから初めて、例えば月の掛金3万円とか5万円とか、非常に怖いなとも思いましたけれども、会社がうまくいかないときには下げられるのですよと。これをたくさんの判子をもらうときまで下げていいよという許可が出ないよりは、理由のいかんによって、経営者の都合で掛金を減額することができるというのは、私も1回だけ、数カ月だけ最低の1,000円に落としたことがありましたが、ちょうど1,200万円ぐらい売り掛けが倒れた、先方が倒れたときにそういう措置をとりました。

中の皆様方、事務局側がお話しされるように、増減って面倒くさいので、そんなに何回もやらないものだと思いますので、そういった意味で、安定して給付金が集まらないということは逆にないと思いますので、柔軟にこういったものが活用できるような今回のものを原則的に事務局御提案のように進めていただけることは、非常にありがたいと思います。

以上です。

○足立委員長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。まだ御発言ない方でありましたらどうぞ。よろしいですか。

では、その間、とりあえず事務局のほうでもう一度。いいですか、1点だけですが。

いいですね。では、コメントをいただいたということで、特に質問ではないということでもよろしいですね。

○堤委員 はい。

○足立委員長 よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、以上で本日予定しておりました議題は終了いたしました。

本日いただきました御意見を踏まえて、事務局において小規模企業共済制度の見直しに係る基本方針の取りまとめ案を作成し、次回の共済小委員会で審議していただくことにします。

最後に、事務局より今後のスケジュールについて説明をお願いします。

○大槻経営安定対策室長 今後のスケジュールに入る前に、本日の委員会、黒川委員が御出席の予定だったのですけれども、急遽、所用が出られて御欠席ということになりましたので、本日の出席委員は15名ということになります。

では、今後のスケジュールですけれども、資料3ということで御用意させていただいております。

今、委員長からも御発言の中にありましたように、本日いろいろ御議論いただきました小規模企業共済制度の見直しについて、基本方針ということで案としてまとめさせていただきます。ですので、次回の委員会は3月3日を予定しておりますので、それまで余り時間がございません。ですので、本日いただきました意見等を踏まえまして、事務局のほうで基本方針案というものをあらかじめまとめさせていただいて、委員の皆様には事前に見ていただくということで、円滑な次の審議に入らせていただければと思っております。

あわせて、桜町課長からもありましたように、今回は、平成27年度の付加共済金についての支給率について諮問を受けて、御意見をいただくということになっておりますので、そこをお願いしたいと思えます。

つきましては、次回、3月3日ということで、火曜日でございます。また、皆様方、お忙しい中、お集まりいただければと思えます。

以上でございます。

○足立委員長 それでは、以上をもちまして「中小企業政策審議会 中小企業経営支援分科会・第3回共済小委員会」を閉会いたします。

本日は、長時間にわたり貴重な御意見をいただき、また、小委員会の円滑な運営に御協力いただきましてまことにありがとうございました。